

令和7年度 第1回 江戸川区子ども・子育て応援会議 議事要旨

日 時 令和8年2月9日（月） 午前10時00分から
場 所 グリーンパレス 孔雀

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和8年度認可保育所等の利用定員の設定について 資料1
- (2) 令和9年認可保育所等の設置計画について 資料2
- (3) こども誰でも通園制度の開始及び利用定員について 資料3-1～資料3-3
- (4) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について 資料4

3 報 告 事 項

- (1) 令和8年度予算案について 資料5
- (2) 児童育成拠点事業の実施について 資料6
- (3) 「保育の質ガイドライン～小学校との連携～」について 資料7

4 閉 会

事務局：子ども家庭部子育て支援課

令和7年度第1回 子ども・子育て応援会議 委員名簿

	所属機関・役職名	氏名	備考
1	玉川大学学術研究所 高等教育開発センター特任教授	笹井 宏益	委員長
2	江戸川区私立幼稚園協会会長	米倉 弘喜	(代理出席) 江戸川区私立幼稚園協会副会長 芦田 光由
3	江戸川区認可私立保育園園長会会長	福井 徹人	(代理出席) 江戸川区認可私立保育園園長会副会長 陣之内 勝子
4	江戸川区立小学校長会会長	小野塚 良朋	欠席
5	江戸川区立中学校長会会長	折橋 信二	
6	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	(代理出席) 江戸川区認証保育所連絡会 須永 矢
7	江戸川区青少年育成下小岩地区委員会委員長	榎本 敏枝	副委員長
8	江戸川区青少年委員会会長代行	木下 真理子	
9	青少年育成アドバイザー東京会	山本 又三	
10	江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長	武田 茜	公募区民兼務
11	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	林 美弘	
12	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長	植草 和也	欠席
13	江戸川区立中学校PTA連合協議会会長	見尾 隆志	欠席
14	江戸川区認証保育所利用者代表	菰田 優花	欠席
15	東京商工会議所江戸川支部会長	森本 勝也	欠席
16	連合江戸川地区協議会	小倉 正幸	
17	松江第二地区民生・児童委員協議会会長	小田 一見	
18	江戸川区医師会	小島 博之	
19	江戸川区歯科医師会副会長	清水畑 倫子	
20	公募区民	小川 昭子	
21	公募区民	武田 茜	
22	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	中道 貴	
23	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	伊藤 ひとみ	
24	文化共育部長	河嶋 とも子	
25	健康部長	塚田 久恵	
26	教育委員会事務局教育推進課長	飯田 常雄	
27	児童相談所長	高橋 章友	
28	子ども家庭部長	加藤 英二	

1 開会

(事務局) 本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、令和7年度第1回江戸川区子ども・子育て応援会議
を開会いたします。

本日の出席者については、お手元の委員名簿でご確認ください。また、委員
の交代や代理出席につきましても、委員名簿に記載しております。なお、
半数以上の委員の出席となりますので、本会議の開催要件を満たしています
ことをご報告いたします。

今回、会議の傍聴者が4名おりましたので、今から入室を許可したいと思
いますが、よろしいでしょうか。

<委員了承、傍聴者入室>

(事務局) はじめに、子ども家庭部長、加藤よりご挨拶させていただきます。

(子ども家庭部長) 皆さん、おはようございます。笹井委員長をはじめ各委員の皆様、お忙し
い中お集まりいただきましてありがとうございます。また、大変寒い中あり
がとうございます。これから令和7年度第1回江戸川区子ども・子育て応援
会議を開催させていただきます。日頃から子どもたちのために多大なるご尽
力をいただいている各界の方々にお集まりいただきまして、これから会議を
始めさせていただければと思っております。

さて、昨日、衆議院選挙が終わりまして今後の取組に注目が集まっている
ところですが、今回の選挙では物価高騰が争点になったのかなと思ってお
ります。この物価高騰につきましては全ての世代に影響がある問題と考えてお
りますが、特に今日お集まりの皆様方におかれましては、その影響を顕著に
受けているのではないかと思っております。

江戸川区におきましては、昨年暮れから物価高騰対策としまして議会の議
決を取りまして対策等を講じているところです。また、今月児童手当に上乗
せする形で応援手当の支給の準備を進めているところです。後ほど、来年度
の予算につきましても報告等をさせていただきますが、これまで「えどがわ
50の子育てプラン」ということで事業を展開してきました。今後開かれま
す第1回定例会におきまして議決をいただきましての形になりますけれども、
今回57の事業に新規拡充いたしまして対応していきたいと考えております。

また、本日この4月から実施する予定のこども誰でも通園制度について
のお話もさせていただきたいと考えてございます。皆様方からいろんなご意見
をいただきまして、よりよい制度にしていきたいというふうに考えておりま
す。

この後、議事、あるいは報告の中で様々な報告等をさせていただきます。
各委員の皆様から様々なご意見をいただき、よりよい制度にしていきたい

と思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局) それでは、ここからは笹井委員長に進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 令和8年度認可保育所等の利用定員の設定について

(笹井委員長) 皆さん、おはようございます。それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思ます。まず初めに、令和8年度認可保育所等の利用定員の設定につきまして、事務局からご説明させていただきたいと思ます。

(事務局) 令和8年度認可保育所等の利用定員の設定について、ご説明いたします。資料は1となります。

法令の定めにより、保育園などの新規開設時の利用定員の設定については、子ども・子育て応援会議、審議会に諮ることとされております。令和8年4月の新設園等の開設についてご意見をいただくとともに、区の既存保育施設の利用定員の変更等についても報告させていただきます。

1ページ目の1は新規開設園となります。江戸川区では、令和4年以降、待機児童ゼロを継続しておりますが、保育需要の増大やこども誰でも通園制度など新たな保育ニーズに対応するため、公募による新設園の開設や幼稚園の認定こども園への移行など、施設の整備を行いました。

保育園の開設は7園ございます。令和5年度に公募を実施いたしまして、小岩、鹿骨、葛西エリアなどの5園の開設をいたします。表のNo.1から3・5・6が該当の施設です。定員は60から75名となり、全ての園で0歳児クラスを設けております。

そのほか、既存の保育施設の認可保育所への移行が2園ございます。No.3の施設が医療的ケア児の預かりを実施している小規模保育事業所、No.7が事業所内保育事業者所からの移行となります。

認定こども園の開設は4園ございます。いずれの園も現在は幼稚園として運営しておりますが、1歳児、2歳児のお子さんをお預かりする認定こども園へ移行いたします。

そのほか、一番下に事業所内保育事業者所から小規模保育事業所への移行が1園ございます。

以上により、令和7年度から令和8年度にかけて保育の利用定員は623名増となります。

続きまして、裏面をご覧ください。こちらは、参考資料として既存園の定員変更等についてご説明させていただきます。

保育園は、年齢区分の変更や分園設定の変更になります。認定こども園と

幼稚園では、1号教育認定での入園希望者の減少に伴い、定員を縮小いたします。一方で、認定こども園においては、就労家庭の入園希望が増えていることから、なぎさ幼稚園、二ノ江幼稚園、篠崎若葉幼稚園の3園につきまして、認定基準を満たした上で保育認定である2号・3号認定の定員を増やしております。

最後に、廃園のご報告です。宇喜田幼稚園が令和8年3月末に閉園となります。

議事1について、説明は以上となります。

(笹井委員長) ありがとうございました。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご感想、あるいはご質問等がございましたらいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

<なし>

(笹井委員長) 次の議題に移りたいと思います。

(2) 令和9年度認可保育所等の設置計画について

(笹井委員長) 次に令和9年度認可保育所等の設置計画について、事務局からご説明いただきたいと思っております。

(事務局) 事務局よりご報告させていただきます。資料2「令和9年度認可保育所等の設置計画について」をご覧ください。

まず、1に記載のとおり、この計画の趣旨についてご説明させていただきます。

今年度、国の通知等によりまして、今後、保育施設等の整備をする際に、国の補助金を受けるに当たって、数年間の保育所の整備・廃止予定を示した実施計画と、その各年度の具体的な整備内容を示した施設整備計画について、子ども・子育て応援会議でご意見をいただくことが条件となっております。その改正を踏まえまして、今回、実施計画と令和9年度の施設整備計画についてご意見を頂きたいと思っております。

具体的な実施計画についてご説明させていただきます。2実施計画をご覧ください。こちらは数年間の保育所の整備・廃止予定を示したものとなっております。一番下に、この計画における区の考え方をお示ししておりますので、先にそちらをご説明させていただきたいと思っております。

まず、区の保育所等の整備の考え方としましては、令和4年以降、待機児ゼロを達成したところですが、今後、大型マンションの開発などで地域ニーズが変遷してくるところもございます。そういった地域の環境の変化に伴うニーズ等を捉えまして、柔軟に整備を進めていく考えでございます。

また、国の保育施策の方向性が今年度から変わりまして、多様なニーズへ

の対応に力を入れているところです。具体的には、医療的ケア児やこども誰でも通園制度などがより強化されているということを国が言っているところでございます。区としましてもその状況を踏まえまして、医療的ケア児やこども誰でも通園制度、そういった多様な保育需要に対応するための保育の提供を努めていきたいと考えております。そのような考え方を踏まえまして、中段でございます表に具体的な整備計画を説明させていただきます。

まず、新設や増改築等の予定ですが、令和9年4月開設の令和8年度整備計画につきましては、ご覧のとおり複数の施設の整備に取り組みまして、300名を超える定員の増を図る予定です。詳細につきましては後ほどご説明させていただきます。そのほか、令和9年度以降の新設につきましては現時点では未定となっております。

次に、表の右の欄、保育所等の廃止等の定員減少の予定でございますが、令和10年度末に小岩にある保育園が1園廃園予定ですので、110名の定員減となっております。

具体的な定員の増減については、以上です。

続いて、裏面をご覧くださいと思います。

先ほど、後ほど申し上げると言った令和9年4月に開設する令和8年度施設整備計画の詳細です。大きく3点ございまして、認定こども園の新設、大規模マンション開発における保育所の新設、医療的ケア児受け入れを前提とした認可保育所の公募という三つの方式で施設整備計画を立てており、合計5～6施設の増を見込んでいるところです。

個別の話になりますが、①認定こども園の新設としましては、既存幼稚園1園が認定こども園に移行する予定です。この移行によりまして、より多くの未就学児の保育定員の拡充につながると考えております。

続いて、②大規模マンション内における保育所の新設です。小岩駅北口の再開発に伴いまして、730戸を超えるマンションが設置されることを踏まえて整備するものです。以前から区の条例におきまして、200戸以上のマンションを建設する際には保育所の設置について協議することとなっております、その協議を踏まえて新たに設置するものです。

最後に、③医療的ケア児の受け入れを前提とした認可保育所の公募です。現在、事業者選定中でございますが、増加する医療的ケア児の受け入れ体制を整備するため、区の北部と南部に1～2園ずつ施設を整備するものとなります。定員数などは事業者の提案に応じて決まっていくものですが、60名以上の定員確保を最低条件としているところです。

令和8年度の施設整備計画については、以上です。

なお、一番下に補足で書いておりますが、今後、令和8年4月の保育所の

最終の入園調整を行います。その状況を踏まえまして、今回の計画に変更が生じた際はまた改めて変更の協議を行わせていただく場合もございますので、ご承知おきいただければと思います。

なお、状況に応じまして書面開催等で実施させていただく可能性もございますので、別途ご相談、ご連絡させていただければと思っております。

資料2につきましては以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。もしただいまのご説明、この案件につきましてご質問、ご意見等がございましたらいただければと思います。

(須永委員代理) 令和9年度以降の設置計画のことについてご質問があります。設置するに当たってエリアの指定があるのかどうか、今まで公募だと区全体じゃなくてこのエリアを募集しますというのが以前あったかと思うんですけども、そういったような指定のエリアというのはございますか。

(事務局) ご質問、ありがとうございます

今、公募しているものにつきましてはエリアの指定がございまして、北部、南部という形で区切った形で公募をしているところでございます。以前はより細かいエリア指定をしていたところですが、今回は医療的ケア児の受入れを前提としておるところでございまして、その空白地域の北と南ということでエリア設定をさせていただいているところでございます。

(須永委員代理) ありがとうございます。それでは、資料2の裏面の③医療的ケア児の公募のところのエリアを参考にすればよろしいという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) おっしゃるとおりです。

(須永委員代理) ありがとうございます。

(小島委員) 素朴な疑問みたいな質問なんですけれども、令和4年以降、待機児童ゼロということですが、ネットとかで保育園の入りにくさで調べると、入りにくい駅ランキングというものに江戸川区の駅が上位を占めていて、いつもおかしいなと思いつつ見えています。これを見た若い方たち、お子さんを育てようとか産もうという方が避けてしまうんじゃないかと思って印象が悪いなと思って見ているんですけど、この辺のギャップはどういうことでしょうか。

(事務局) ご質問いただきましてありがとうございます。

現在、令和8年度の入園児につきましては利用調整を行っているところなので、はっきりとした数字はまだ手元にはありませんが、インターネットにそのようなランキングが載っていたかと思えます。こちらの根拠の数字自体、はっきりとした把握はしてはおりませんが、実態としては少し違うかなというところと、ゼロ歳児保育のところは根拠となっているところなので、江戸川区としましては区立の保育園はまだゼロ歳児保育をやっておらず、分母的にも少ないというところからそういった数字が出ていると分析していると

ころです。

現在、江戸川区だけではなくて東京都内の入園申込者の方々が増えているという情報はいただいているところでございます。これ以降、入園調整が終わりましたら結果が出るかと思しますので、今の時点ではそのような回答でよろしく願いいたします。

(小島委員) ありがとうございます。ネットの影響が大きいと思うので、その方法とか何かクレームとか入れていいのかなと思いがらいつも見ております。ありがとうございます。

(事務局) すみません。追加なんですけれども、江戸川区としましては保育ママの制度でゼロ歳児を受け付けており、その分母のところが入っていないというところがあるかと思えます。

(小島委員) ありがとうございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

<なし>

それでは、次の議題に移りたいと思います。

(3) こども誰でも通園制度の開始及び利用定員について

(笹井委員長) 続きまして、こども誰でも通園制度の開始及び利用定員について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料3をご覧ください。資料3のほうは3-1、3-2、3-3とございまして、最初は資料3-1でこども誰でも通園制度の制度概要についてお伝えさせていただきます。

こちら、こども誰でも通園制度でございますけれども、令和8年度から全国的に開始されるものです。

1 制度の概要をご覧ください。こちらは保護者の就労状況等にかかわらず保育所等を利用できる制度です。

2 対象ですが、対象児童は0歳6か月～3歳未満、ただし保育所等を利用していない子どもが対象となります。

3 実施施設ですが、保育園、幼稚園、子育てひろば等を含む区内49施設で実施予定となります。その詳細につきましては後ほどご説明させていただきます。

4 実施方法(案)です。江戸川区の実施方法の案です。利用条件を月24時間まで可能としております。国の制度上は月10時間までしか利用できない制度となっておりますが、区では保護者ニーズや保育者の負担などを考慮し独自に上乘せをする予定でございます。

続いて、利用料です。利用料は無償とする予定です。利用者がより使いや

すい制度とするため、区独自に都の補助金等を使いながら無償化を図るものです。

次に、利用方法ですが、右の図を見ていただいたとおり、まずは区に利用の認定申請を行っていただきます。その認定取得後、各個人で施設を選択していただきまして、その施設と面談等を踏まえまして実際の利用という流れになります。このやり取りは全て、国が開発する「総合支援システム」というオンラインの手続で管理される予定です。

最後のスケジュールですが、2月上旬から区ホームページを開設しまして、順次、情報も増やしながら周知を行っていきたく思っております。また、先ほど申し上げた利用者の認定申請につきましては3月上旬から開始させていただく予定でございまして、その後、4月からは実際の受入れ等もできる施設から実施していきたくというふうに考えています。

実施概要については以上でございまして、続いて資料3-2をご覧ください。

先ほど、49施設実施ということでご説明させていただきましたが、そちらの詳細になります。こども誰でも通園制度におきましては、実施する際の定員等につきまして子ども・子育て応援会議でご意見をいただくことが法律で決まっておりますので、実施施設の詳細をここでご報告させていただきたいと考えております。また、資料3-3のほうでマップもつけておりますので、併せてご覧いただければと思っております。

そうしましたら、資料3-2の詳細についてご説明させていただきます。こちら来年度実施する予定の施設は全体で49施設となっております。誰でも通園制度は大きく二つの類型があり、定員を定めて行う「一般型」と、通常の保育の空き定員で実施する「余裕活用型」という施設がございます。こちら表面にあります一般型で行う施設が40施設、裏面にある空き定員で行う施設が9施設という内訳となっております。この一般型につきまして、施設の類型の内訳としましては、区立保育園が7施設、私立保育園が18施設、私立幼稚園が2施設、私立の認定こども園が5施設、区の子育てひろばでの実施が8施設となっており、合計定員129名で実施する予定となっております。

続いて、裏面をご覧ください。裏面の中段にあります余裕活用型でございますけれども、ご覧のとおり、私立保育園9施設での実施となります。こちらには定員の記載はございませんが、空き定員が生じた場合のみ実施するという仕組みですので、その都度変化していくものとなります。定員や利用時間などにつきましては各施設より申請いただいた内容でございまして、区として施設基準や職員配置などの全ての基準等を確認した上で実施していただ

く予定でございます。

実施施設の詳細については以上でございます。

続いて、(2)の今後の当会議での意見聴取の方法についてです。

このこども誰でも通園制度につきましては令和8年からの新たな制度でございますので、事業者から随時実施したいという意向が寄せられているところ
です。区としても可能な限りより多くの方に利用していただきたいと思っ
ておりますので、この応援会議を開催するタイミングと合わないこともある
と思っております。ですので、事業者が区内の保育事業者等で相応の実績があ
る場合につきましては、書面等でご意見をいただくことを考えております。
意見をいただいた後に、その結果などを踏まえて、その後の会議で事後報告
等をさせていただければと考えております。

最後に、(3)子ども・子育て支援事業計画の代用計画です。

こども誰でも通園制度につきましては法律に基づいて需要と供給の見込みな
どを作成することが求められており、昨年度策定しましたこどもプランとい
うものの中でその内容を記載しています。しかしながら、こども誰でも通園
制度が3歳になると対象外となってしまうことから、その後の接続等につい
て国が新たに「代用計画」として自治体の考えを示すことを求めています。
そのための代用計画をこちらの括弧の中に記載しております。2点記載させ
ていただいております、いずれも円滑に利用していただくための方針とい
うことでございます。

1点目につきましては、こども誰でも通園制度の利用終了後の満3歳の子
どもがしっかりと保育園・幼稚園等に入れるよう受け皿確保に努めていくと
いうことを記載しています。2点目につきましては、こども誰でも通園制度
を実施する事業者と連携し、利用者が困らないよう、保育園等の空き状況等
を把握・共有するような取り組みに努めていくということを記載しています。
このような2点をこども誰でも通園制度終了後の代用計画として位置づけて
まいりたいというふうに思っております。

以上、こども誰でも通園制度の説明でございまして、長くなりまして恐縮
ですけれども、ご意見のほど、よろしく願いいたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。これにつきましても、何かご質問、ご意見等が
ございましたらいただければと思います。

(小田委員) 資料3-3なんですけど、住所とかをぱっと見たときに、中央地区が全
くなかったように思いました。選ぶときにこちらからお願いしているのか、そ
れともこういうものを今度実施するんでもしやっていたところがあったら
というように応募で選んでいるのか、お伺いしたいなと思いました。

(事務局) ご質問、ありがとうございます。

選定の方式というところでございますけど、基本的には各私立の保育施設につきましては実施されるかどうか園の意向を踏まえての実施となります。一方、共育プラザや区立園につきましては、その空白地域等々を踏まえて設定をしております。共育プラザ中央につきましては資料の36番のほうに記載をしており、中央地域でも空きがないように設定をさせていただいているところでございます。需要を踏まえまして、今後、必要に応じて検討していきたいと思っております。

(小田委員) ありがとうございます。中央プラザは裏に書いてあったので、見落としてしまいました。ありがとうございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。

(須永委員代理) 資料3-1に書いてある4実施方法に、利用上限が月24時間と記載しております。国の定めた10時間ですけど、さらに自治体に柔軟に対応するよというということで恐らく24時間にされたと私は認識していますが、24時間と決めた具体的な根拠を教えてくださいなと思います。

(事務局) ご質問、ありがとうございます。

こちら24時間の根拠ですけれども、2年ほど前に区民基礎調査ということで各子育て世帯にアンケートを取りました。その結果、大体1回6時間ぐらいの預かりをしたいという希望が一番多く、それを週1回実施する前提で6時間×月4回で24時間という設定をさせていただいたところです。また、保育園の方々といろいろな意見を交換していく中でやはり10時間では足りないということもありましたので、そういう点も踏まえて設定させていただいたところでございます。

(須永委員代理) ありがとうございます。私自身も保育士として10時間はとても少ないと思うので、延ばしていただいですごくありがたいなと思います。

あと、一つ余談といいますか、皆さんに共有したいなということがあります。東京都認証保育所で1か月48時間、お子さんをお預かりする制度が令和4年度から始まっています。48時間だと1日6時間だとして週2回で48時間なのですが、やはりそれでも子どもは毎日来るわけではないので、毎回親が離れていて寂しい思いをしてずっと泣いているということが結構ありました。こども誰でも通園制度は一時預かり事業とは違って子どもと保育士にも意義があるとは書いているんですけども、子どもに意義があるように保育をしていくために、計画も立てなくてはいけませんし、記録もしっかり取らなくてはいけません。その中で、保育士としては毎日通っていた子どもたちの姿を見て計画を立てて保育を実施していたんですけども、こども誰でも通園制度が始まってしまうと、そのようなことも難しいのかなというところがあります。実施するに当たっていろいろと意見交換しながら、子どもの

ためにどういう保育ができるんだらうということをやちょっと考えていきたいと思しますので、認証保育所も短い時間で預かって実際にそういうような現状もありましたので、報告ということでお話しさせていただきました。ありがとうございます。

(笹井委員長) 情報共有、ありがとうございます。ほかにどうでしょう。

(小川委員) 質問ではなくて、今のお話のご意見に対して、この話題が出た時点で伝えておこうと思って。現実に私の娘が保育士をしております、その保育所では同じ制度が始まっております。制度としてとてもすばらしい、子ども側にとってとてもすばらしい。だけど、受ける側、在園している子どもの立場としては、慣れていない子どもがそこに移入することによっての不具合、結果的に現場の声として今ご心配なされたことが出ているのは事実です。その中で、保育士がそこまで経験値が高い人ばかりがいるわけではないために、若いスタッフの中にポンと入れて、はい5時間預かってと言われたときに、泣いて泣いて泣き崩す中で寝ているしかないとか、おぶられているしかない状況を踏まえると、親としては手を離れたことで満足かもしれないけど、子どもの立場、当事者の子ども、在園の子どもから考えると、ウェルカムという状況に持っていくにはもうちょっと知恵を絞ったほうがいいのではないかとというのが現場の声から聞いて思いました。いろんなことを工夫しないと、これだけが走るような気がしていましたのでお伝えいたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。何かこの件につきまして、事務局のほうから何かコメントはありますでしょうか。

(事務局) 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、保育現場の声とかもちゃんと丁寧に聞きながら進めていきたいと思っていますし、やはり子どものためにどうかというところの視点を必ず意識してやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

(笹井委員長) 貴重な問題提起、ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

(林委員) このこども誰でも通園制度の実施ですが、今までのご質問も聞きながら、私も同意見かなと思います。ただ、走り出して、とても貴重な預けられるという時間かなと思います。保育の質と今まで言われていたかと思いますが、在園児と合同、または専用室を設けて受入れを行うということで、その園によって預かる場所が違っているということは、預かるだけが目的であるのか、それとも園の教育的なものや、保育的な成長を見守る、もしくは促すというところが必要とされているのかということがまず一つ質問です。在園児合同保育であれば可能かなと思いますが、一瞬預かったお子さんにそれが伝わるかどうかや、その伝え方がその子にとってどのようにしたらいいのかというのはやはり保育の質に関係してくるかなと思いますので、問題点はそ

こかなと思います。

また、園によってかとは思いますが、今いる園児さんと預かれるお子さんとで保育士の人数がきちんと配置されているのかなというところが気になるところではあります。この保育の質の向上ですと、やはり経験値というものもありますし、センスもあるかなと思いますので、若い先生だからといってできないということはないかなと思いますし、区でもこども誰でも通園制度独自の講習や研修を繰り返し行われるといいかなと感じております。

(笹井委員長) ありがとうございます。今のご意見等につきましても何かコメントはございますでしょうか。

(事務局) ご質問、ありがとうございます。

1点目は、この制度の趣旨としているいろんな方との関わり合いというところがあります。専用室を設けるような場合につきましても、どこかの時間に区切って他の子どもたちと触れ合う体験などを担保していただくような形が本来の趣旨と思っておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

2点目は、保育士の数ですが、こちら我々のほうで定員を受け入れる保育士の数というのは確認しているところでございます。あわせて、質を高めるということも今後、園に求めていきたいなと思っておりますので、そのように進めさせていただければと思っております。

(笹井委員長) ありがとうございます。ほかにどうでしょう。

(中道委員) 利用定員についてお尋ねをしたいと思えます。この制度によりますと、実施事業者自身が定員を定める必要があるというふうに記載されていますけれども、総数で言いますと132名分、この定員の考え方、恐らく事業者さんから示された定員数を合計して132名となっていますけれども、この総数132名という数を、これは始まってみないと何とも言えないところもあるんですが、この人数が適当だとお考えでしょうか、それとも将来的にどのような方向に進むべきだとお考えなのか、定員の在り方について教えてください。

(事務局) ご質問ありがとうございます。

率直に申し上げまして、始めてみてニーズを測りたい、検討をしたいなと思っております。一時的に保育するニーズが高いというふうに思っておりますので、需要を見ながら拡大等を検討していくべきと思っております。明確なお答えができなくて恐縮ですけれども、今後の推移を見ていきたいと思っております。

(中道委員) ありがとうございます。

本当に始まってみないとというのはもうおっしゃるとおりだと思うんですがこのこども誰でも通園制度そのものの理解がどんどん広まっていますと、

当然、利用者が増えてくるのはもう当たり前じゃないかなと私は感じていますので、その辺の方向性をよく現場を見ていただいて間違いないように進めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。そのほか何かございますか。

〈なし〉

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(4) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について

(笹井委員長) それでは、続きまして(4)「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について、これにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

令和元年度に「未来を支える江戸川こどもプラン」を策定し、様々な事業の数値的な事業計画を定めております。今年度からは新たな計画を策定しているところですが、今回は前期計画に記載した令和2年度から令和6年度までの5年間の計画目標値と実績値をご報告させていただきます。数が多いので、要点を絞ってご説明させていただきます。

まずは、1教育・保育事業をご覧ください。こちらは、保育園と幼稚園の需要と受入状況を示したものとなります。前計画を策定いたしました令和元年度の当時の状況ですが、区の重要課題といたしまして待機児童の解消をプランの大きな柱としていました。少子化の進行により子どもが減っていくことが見込まれる中で、様々な状況を勘案しながら保育施設の整備を進めてまいりました。その結果、表の待機児童数でお示ししたとおり、令和2年度に203名いた待機児童が令和3年度には49名になり、令和4年度以降は待機児童ゼロを継続することができております。

その下の数値に関しましては、それぞれ1号から3号という保育・幼稚園の区分や年齢ごとの受入状況をお示ししております。簡単に概要をお示いたしますと、幼稚園に通う児童が減少しており保育園に通う児童が増加しているという状況でございます。

次のページをご覧ください。以降は児童福祉法で規定されている地域子ども・子育て支援事業の達成状況になります。全部で11項目ございますが、基本的には新型コロナウイルスの感染症の影響が大きくあり、計画値よりも実績値が総じて低くなっております。こちら主だった内容についてご説明させていただきます。

(3) 地域子育て拠点事業をご覧ください。子育てひろばと呼ばれている事業ですが、こちらは子育てひろばの休室もしくは利用制限などもあり令和

2年度・3年度の実績は伸びてはおりませんが、令和4年以降は徐々に回復いたしました。

4ページ目の(6)子育て短期支援事業をご覧ください。こちらは子どもショートステイと言われる短期の宿泊を伴う保育事業です。支援を必要としている世帯の状況を考え、令和5年度に減免対象者と減免額の拡大をいたしました。また、あわせて利用上限日数を撤廃したところ、大幅に実績が増えています。

続いて、(7)病児保育事業をご覧ください。昨年度、1か所、実施施設が増え、計6か所で実施しております。これにより、目標値どおりの事業所管内に1か所ずつ病児保育体制が整いました。そのことに伴い利用者数も増加しております。

最後に、5ページ目の(10)新生児訪問・赤ちゃん訪問事業でございます。令和6年度より赤ちゃん訪問事業を新生児訪問に一本化しております。なお、出生数の減少に伴い、事業全体の実績も微減傾向でございます。

以上が前期計画の総括ですが、全体的に新型コロナウイルスに伴う影響で思うように事業が実施できない状況ではございましたが、その中で工夫して事業を進めてまいりました。これからも、保護者の皆さんの負担が少しでも軽減され、子育てが楽しいと感じられる環境整備に柔軟に取り組んでまいります。

以上で、前期事業計画の達成状況についての説明を終わらせていただきます。

(笹井委員長) ありがとうございます。この件につきましても、もしご意見等ございましたらいただければと思います。

(伊藤委員) 今、子育てが楽しいという状況をというお話がありましたけれども、それはどのようにしたらできるのでしょうか。また、一般的な言葉ですけれども、どのような状態を楽しいとおっしゃっているのか、指しているものが分からないと思いました。どうしてかという、やはり一人で子育てを頑張ってやられる方でしたら、0歳児だったりするとずっと夜泣きとかがあって、周りに迷惑をかけちゃいけない、誰に相談していいか分からないという状況もまだまだあると思います。そういった中では楽しいと思えないという人の声はやっぱり届いています。どういうことを想定して楽しいとおっしゃっているのか、どのようにしていきたいと思っていच्छやるのか、ちょっと伺いたいと思います。

(笹井委員長) お願いします。

(事務局) ご質問、ありがとうございます。

子育てが楽しいかどうかということですので、こども誰でも通園制

度の中でも主たる目的の中に、専門的な知識や技術を持つ保育士などの関わりにより、社会とのつながりができて孤立感や不安感の解消につながるといったこともございます。子ども自身の成長の過程や発達の現状を客観的に捉えることもできて、保護者自身の成長につながるということもうたわれております。そうした中で、少しでもそういった不安を解消して、子育てが楽しいと思えるような環境をつくっていききたいというところでございます。以上です。

(笹井委員長) よろしいでしょうか。

(伊藤委員) やっぱ楽しいとお母さんたちが思えることって、子どもたちの、赤ちゃんたちの笑顔だったりするのかもしれないですが、そこをどうするのかなどということは社会の制度として考えていかなきゃいけないというところで、どうということをお母さんが求めているのかというところをもう少しお母さんたちの声も聞いてみていただきたいと思いました。

(笹井委員長) 貴重なご意見、ありがとうございます。

(林委員) 一お母さんとして、私は3人の子育てをしていて、やはり楽しいことだけではなくて大変なことも多いですが、子どもの発表会を見たときに、コロナ禍の保育だったこともあり、先生方との関わりも少なかったり、保育園の行事も少なかったりし、再開した後も制限がかかったりしていたなということのを思い返したら、すごく子どもの成長を思い返して号泣してしまいました。私はベビーシッターも少し利用させていただいておりまして、私たち世代の人間でもベビーシッターまで使って仕事をしなければならないのかと言う方もいらっしゃると思います。そういう他人の目というのは孤立よりもすごくつらいといいますか、子どもを育てていく中でいろんな葛藤があり、子どもの成長を見ていたい部分もありますが、そこまでして仕事を優先するのということと言われるとやっぱりつらさがあります。世間の目がちょっと柔らかくなってくれるといいのかなと思います。

そんな中で、ベビーシッター利用について、数字を見ていくと利用者数が上がっているんですね。無料で使える時間が江戸川区は長いのですごくありがたいなと思っています。ただ、子ども一人に対して一人のベビーシッターにならないと補助が使えないのですが、マッチングするのがすごく大変です。その辺の難しさというところで何か江戸川区では緩和など考えていらっしゃるのでしょうか。

(笹井委員長) お願いします。

(事務局) ベビーシッター一時預かりのご質問、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、要件としましてベビーシッター一人につきお子様一人という条件で行っております。こちらは東京都の補助を使っておりまして、東

京都がそういう条件で設定しています。我々も色々そういうお声をいただいていますので、東京都に考えを聞きましたが、1対1とすることで、保育の質を高めたいという回答がありました。区も要望等はしているところですが、まずは東京都の考え方を踏まえて対応していきたいと思っております。以上です。

(林 委 員) ありがとうございます。

(笹井委員長) 他にもご意見等がございましたらいただければと思います。

(須永委員代理) こちら達成状況として量的なものの数値を出していただきましたが、質的な部分で伺いたいです。こういった施設などを整備することはやはり量的にも必要だとは思いますが、そこにアクセスできる人、施設に行ったり、相談できたりというのはまだまだ大丈夫なんですけれども、そもそもそこにアクセスできない方や、そういった社会的課題を持たれている方に対して江戸川区はどのようなアプローチや考えを持っていらっしゃるのかなというのがちょっと疑問だったのでご質問いたしました。

(笹井委員長) いかがでしょうか。

(事 務 局) ありがとうございます。

おっしゃるとおり、保育園とか幼稚園に通っていない方の把握というのは非常に大事だと思っております。健診や保育園・幼稚園に通っていない方に対して個別に訪問し、子育て支援策のご案内をするような取り組みも行っているところです。今回、こども誰でも通園制度も保育園に通っていない方を対象にした制度でございますので、こういうところを活用しつつ、より区にアクセスできる窓口にできればいいかなと思っております。以上です。

(須永委員代理) ありがとうございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。それでは、この件につきましては以上にさせていただきます。

3 報告事項

(1) 令和8年度予算案について

(笹井委員長) 続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項(1)令和8年度予算案について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事 務 局) 資料5をご覧ください。令和8年度予算案の子ども・子育て関連の主な新規・拡充事業についてご説明いたします。こちら計17件ございまして、この場では主立ったもののみご説明させていただきます。

まず、小学校前の未就学児保育に関する事業につきまして、3件ほど新規事業がございます。

1 こども誰でも通園制度については、先ほどご説明したとおりでこ

ざいます。

2 私立幼稚園プレ保育制度につきましては、こども誰でも通園制度を活用したプレ保育を行う幼稚園に対して支援を行い、利用者の保育料無償化等を図るものでございます。

3 一時預かり事業とファミサポ事業の無償化につきましては、こども誰でも通園制度が無償化となることに合わせまして、この2つの制度も無償化を図るものでございます。

続いて、4から6についてですが、こちらは区の健康部で実施する母子に関する健診の事業でございます。

4 産婦健康診査におきましては、産後の健診費用を助成するものであり、5の1か月健康診査につきましては、子どもの1か月健診の費用の助成を行うものでございます。

6の5歳児健康診査につきましては、入学直前の就学時健診より前の段階で健康診査を実施することで子どもの特性を早期に発見しまして、就学に向けた切れ目ない支援を目的に実施するものでございます。

続いて、7から8につきましては、5歳児健診に関連しますけれども、配慮を要する児童に関する支援になります。

7につきましては、認可保育所及び幼稚園の預かり保育につきまして、配慮を要する児童を受け入れる際の加算を増額するものでございます。

8につきましては、5歳児健康診査の結果を踏まえまして、個別の通知を行いまして就学相談の実施を行うものでございます。

続いて、裏面をご覧ください。9から12につきましては学校関係の取組となります。

9から11につきましては外国語教育の充実を行うための取組です。それぞれ、中学生へのICTの活用による英語力向上、小学4年生に対する英語体験施設「TGG」の活動の推進、またALTの活動を小学1・2年生まで拡大するなど、様々な対象へ外国語教育を充実するものでございます。

12江戸川区給付型奨学金につきましては、様々な理由から大学等へ進学が困難な状況にある学生を対象に、一人ひとりの状況に合わせた給付型奨学金を創設するものでございます。

続いて、13「子どもレター」でございますが、江戸川区子どもの権利条例にうたわれております子どもの意見表明権を担保しまして、またその意見を施策等に取り入れるための新たな広聴手段として、子どもが気軽に区に意見やアイデアを伝える場や機会を設けるものでござ

ざいます。

続いて、14子ども会サポート事業です。こちらにつきましては、子ども会役員や育成者の負担軽減を図るため、ワークショップ等の開催により運営支援を行うものでございます。

15子ども未来館プログラムの参加機会拡大につきましては、子ども未来館で実施しているプログラムを出前・出張、オンライン等を活用し、より多くの小学生に体験してもらうというものでございます。

16HPVワクチン接種体制の強化につきましては、女子の定期接種予診票の発送時期の前倒しを行います。また、男子の任意接種に向けて全対象者への送付とともに、9価ワクチンの助成対象に男子を追加するものでございます。

17新技術を活用した児童相談所職員の人材育成につきましては、児相設置後6年を迎えまして、より人材育成を強化していくため、VR技術を活用したロールプレイ研修などで実践的な能力評価を行います。また、ストレス値や心拍数等も一緒に計測することで、心身的な疲労を未然に防ぐ取組でございます。

来年度予算の主なものにつきましては、以上でございます。新年度予算ということで、後日、区議会の本会議でご審査いただくものであり、今時点の案段階である旨ご承知おきいただければと思っております。以上でございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

(小島委員) 2点程意見させていただきます。5歳児健康診査が始まるということで、受皿のことも記載していただいております。私は昨年から教育委員会の専門者として小学校に出向き、発達の問題のあるお子さんの指導をするといった形で協力させていただいていますが、保育園・幼稚園ではお子さんの情報が伝わっていないという話を聞きます。お子さんの情報が分かると、最近増加傾向にある不登校の子のケースにおいても、保育園・幼稚園の頃から積み重なっている発達特性に対応できると思います。しっかりと子どもたちをフォローしていただくこと、5歳児健診で引っかかったお子さんだけでなく、既に療育を受けている方の小学校への情報提供、お子さんの特性を小学校にお伝えするといった良い流れに繋がればと思いますので、よろしく申し上げます。

そして、16のHPVワクチンの予診票について、発送の前倒しと任意接種のお知らせ、9価ワクチンの対象追加、ありがとうございます。

また、医師会の育成委員から要望を出しておりますが、おたふくワクチンについて、現在は任意となっております。区からは接種の補助をいただいている中、現状ワクチンの入荷がなく、接種ができないという状況が続いております。今年度対象のお子さんは接種待ちの状況が続いているため、ぜひこの場でもう一度お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局) 1点目の5歳児健診について、支援が必要なお子さんのその後の連携は、大変重要だと考えております。発達相談支援センターと、また関係者機関による要支援会議などを設けまして、ここで情報の共有をし、就学に向けて必要な支援をしていくということで、やっていきたいと考えております。

(教育推進課長) 教育推進課の飯田です。

連携につきましては事務局からご説明いただいたとおりであります。教育委員会といたしましても、5歳児健診の結果を、相談機関や学校現場と引き継ぐ場を今後も作ってまいります。そういった場で得られた情報を小学校入学時、また入学時の学級編制だけでなく、不登校等々、様々な課題の発端にもなる部分だと思いますので、子どもたちが小学校生活をしっかり送るための支援につなげられるよう、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

(健康部長) 健康部長の塚田でございます。

HPVワクチンにつきましては、女子の場合、定期として中学1年生の段階でご案内を発送しておりました。今後小学校6年生時に前倒しすることとなりますが、経過措置ということで、令和8年度につきましては小学校6年生と中学校1年生にご案内をいたします。やはり中学1年生になりますと部活動が忙しくなり、接種機会の確保が難しいというご意見もあることから、1年前倒しのご案内送付となります。男子につきましては9価が認可されましたので9価で予算を計上しているところでございます。

また、ムンプスのワクチン流通の課題につきましては、貴重な情報としてありがとうございます。今すぐ明確な回答は難しいところでございますけれども、状況としてはお教えいただきましたので、認識したいと思っております。以上です。

(小川委員) 12江戸川区の給付型奨学金に関して、こちらは大学へということがまず念頭としてよろしいでしょうか。

また、大学の場合ですと他の給付を受けている状態であってもこちらの奨学金は受けられるのか。この2点を伺いたいと思っております。

(事務局) おっしゃっていただいた通り、対象は大学を想定しております。様々な給付型奨学金がございまして、こちらの江戸川区給付型奨学金についても国と同様に一定の上限額を設定する予定になっております。上限額の範囲内であれば他の給付型奨学金と併せてお使いいただけますが、詳細な範囲の調整は一定程度させていただくところでございます。以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。その他にご質問等はございますでしょうか。

<なし>

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 児童育成拠点事業の実施について

(笹井委員長) それでは、次の報告事項(2) 児童育成拠点事業の実施についてへ移らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局) どうぞよろしくお願いいたします。私からは、児童育成支援拠点事業の実施について、報告させていただきます。

こちらの事業は、子ども・子育て支援事業計画で今後の実施を検討すると掲載されていた事業でございます。どういった事業かといいますと、養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して居場所となる場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することによって、虐待を未然防止することで、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るということを目的としている事業でございます。

利用対象者としましては、不適切な養育状態にある子どもや、児童相談所や子ども家庭センターに関わっている小学生以上の児童及び保護者になります。主に、小学生に主眼を置きたいと考えているところでございます。

支援内容としましては、5点ございます。1点目は安全・安心な居場所の提供、こちらが最優先事項でございます。

2点目としましては、児童の状況に応じた支援ということで、歯磨きなど生活習慣の形成といった支援を行いたいと思います。

3点目は、関係機関との連携もさせていただきます。

4点目としましては、保護者への情報提供や相談支援も実施していくというところでございます。

5点目、必要に応じて送迎支援も行っていきます。

こちらの開設予定地ですが、地域バランスを考えて区内3か所の居場

所を開設する予定です。プロポーザルにて請負事業者が決まっております。こちら、3か所記載の通りでございます。

今後の予定としましては、各事業者と契約を締結しております。令和8年の2月1日から、開設準備に入っております。私からは以上でございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。もしご質問等がございましたらいただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。

<なし>

(3) 「保育の質ガイドライン～小学校との連携～」について

(笹井委員長) それでは、次の報告事項(3)「保育の質ガイドライン～小学校との連携～」についてへ移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) 私からは、保育の質ガイドラインに関連する今年度の取組といたしまして、幼稚園、保育園、小学校との連携事業の報告をいたします。お手元の資料7「保育の質ガイドライン～小学校との連携～」をご覧ください。

今年度、小学校長会と子ども家庭部で連携いたしまして、小学校で秋に行われる運動会・発表会・展覧会などの行事に近隣の保育園・幼稚園の年長児が訪問し、練習風景や作品を見学いたしました。受入れていただきました学校数や訪問した園数は、資料に記載のとおりでございます。一部、学校の周りに保育園・幼稚園がない場合や、現在、改築中のため受入れが出来ない学校もございましたが、ほとんどの学校で快く受入れをしていただいたところでございます。私も一緒に訪問させていただきまして、先生方からお話をお伺いさせていただきましたが、園児・児童とも普段と違う環境で、また一つ成長した姿を見せてくれていたようです。

今後についてですが、5歳児健診を予定しておりますので、幼保小の連携をさらに深め、発達や学びを共有するとともに、子どもたちの入学する楽しみやワクワクした気持ちの醸成に繋げていきたいと考えております。保育の質ガイドラインについての報告は以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。もしご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

(林委員) 先ほどの5歳児健診でも言及されていたかと思いますが、療育の年長児を小学校に送る際、先生方が見ていないと感じる部分がございます。保育ですと、教育と違って一人一人に対してのケアができると思

います。例えば視覚や聴覚に過敏なところのあるお子さんに対して、特定の席に座れば集中できる、ヘッドホンをすれば集中できるというような、お子さんに合わせた配慮をすることで学習の質が落ちない旨の申送りをしておりますが、先生方から、発達に関して問題がなければ、学校で慣れてくれば大丈夫ですというお答えをいただくことが多いと感じています。そういう方ばかりではないと思いますが、こういったケースで小学校との連携があると、保育園や小学校の先生がどのような保育を行っているか、先生方自身が見学・体験できるような場ができると考えます。また、担任の先生が1人ということで、補助の先生に補助して欲しい部分など、もう少し意見交換ができる場が必要であると小学校の連携の課題として感じております。こちらは今後お考えがあったりするのでしょうか。

(教育推進課長) 申し訳ございません、本日小学校長会の代表が出席していれば、より現場に即したお話が出来たかと思いますが、当然、教育委員会といたしましては、幼保小の連携が重要だと思っております。そういった中で、教員個人の問題もあるかもしれませんが、小学校側に課題があるというふうに捉えられる方がいらっしゃることも自体が大きな課題だと思っております。しっかりとした連携ができるように持ち帰らせていただきまして、小学校長会と情報共有をした上で今後について検討していきたいと思っております。以上です。

(小島委員) 今の質問や5歳児健診にも関係しますが、保育園で園医をやっている中で、保育園の先生たちはかなり療育ができるようになっておられます。一方で、保育園の先生たちの中には、例えばペアレント・トレーニングの技法をあまり存じていない方もいらっしゃいます。そういった発達に問題がある、特性のあるお子さんの扱いは、ガイドラインに入っていると昨年伺いましたが、療育に対しての情報提供や教育的な施策は実際どのようになっていますでしょうか。

(事務局) ご質問、ありがとうございます。
大変そういった場面は多く、ご要望もございます。私たちは私立保育園の研修を担当させていただいておりますけれども、今年度は2回にわたりましてペアレント・トレーニングの研修をさせていただき、ロールプレイングのようなものを入れまして訓練をさせていただいております。全ての方が参加できるわけではございませんけれども、今後もそのような研修を続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

(小島委員) 実際にされているとのこと、ありがとうございます。お一人そうい

う方がいますと、職員間で情報共有してできるようになっていくと思っております。期待しております。ありがとうございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。他にこのテーマについていかがでしょうか。

(陣之内委員代理) 小学校との連携について、保育要録を学校側には差し上げておりますが、学校側からお電話をいただき、一人一人の子どもたちの状況についてお話をさせていただいている状況です。学校側がどのように受け止めていらっしゃるかというところに問題があるかもしれません。一応、送り出す側としては、小学校に色々と情報は伝えているつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

一方で、私も地元の小学校と連携が必要だということで、年長さんの見学を申し出たことが2、3年前にありましたが、副校長先生から断られたことがございました。年長さんが小学校に行く理由は、小学校がどういったところであるか不安があるため、校庭に入らせていただいたり、教室を見学させていただくなど、そういった機会を設けたいと思っております。学校側から断られてしまうと、保育園側はどうしようもできないという状況があるため、教育委員会の方がいらっしゃいましたら切に希望しますので、よろしく願いいたします。以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。貴重なご意見だったと思います。それでは報告事項、3つの案件についてはこの辺にさせていただきたいと思います。

ここからは、今回の議事にかかわらず、特に子ども・子育てに関連してご意見などありましたら、いただければと思います。様々な立場の方がお集まりいただいておりますので、今回の件に関わらず、日頃感じていらっしゃるなどいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(須永委員代理) 令和8年度予算案についてのところでご質問したいと思います。資料5の13、子どもを対象とした区長への手紙「子どもレター」について記載がありますが、対象の年齢は設けておりますでしょうか。

(事務局) ご質問、ありがとうございます。

こちらは広報課の担当になりますけれども、対象は小・中学生からということで、高校生以上は従来の区長への手紙というものを使っていたかという形でございます。ただ、それ以下のお子さんからは受けられないということではないと認識しているところでございます。以上です。

(須永委員代理) ありがとうございます。

私が気になった点としては、未就学児の声をどのようにすくい上げるか、聞くのかという問題を江戸川区ではどのようにお考えなのかという意図も含めてのご質問でございました。未就学児に対して声を聞く具体的な方法があれば教えていただきたいです。

(事務局) ありがとうございます。

未就学児から直接意見を聞くには難しい部分もあると思いますので、関わっている保育者の方を活用するなど、様々な手法があると思っておりますけれども、具体的な手法については検討させていただきたいと思っております。以上です。

(須永委員代理) ありがとうございます。

おっしゃっていただいた保育者の意見ということで、保育士は子どもの代弁者という立場でもありますので、保育士が定期的に意見を伝えられる場をつくっていただくことも一つの方法であると思います。子どもの権利条約の第12条にて、意見表明権は0歳のときからご自身が持っていることあり、子どもというのは泣いたりとか笑ったりといったボディランゲージにて非言語的なコミュニケーションで意見を伝えているため、大人が適切に対応する必要があると国連でも言われておりますので、私も一保育士として子どもの声を聞く立場として保育をしておりますし、区の方でも一緒に連携して子どもの声を聞き、よりよい子どもが住みやすい環境をつくり上げていけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(笹井委員長) 貴重なご意見、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

(武田委員) 先ほど、子育てが楽しいとは何か、定義について伊藤委員からお話があったと思いますが、私は3人の娘を育てておまして、母親になりたかったというのもあり、基本的に子育ては楽しいと思ながらやっております。ただ、状況はそれぞれ異なり、楽しいをどう定義するかに関しては難しいと思います。私が実体験を通して思うこととして、核家族化がさらに進んでいる、地域との関わりが希薄になってきている状況下で、1人で孤独な子育てをしている方が多いというのは感じております。コミュニケーションを取らないと苦しいと思いますので、今後コミュニティといったものが大切になっていくというふうに思います。

区の方でも様々な施策をしていただいているかと思いますが、私自身はさほど利用して来ませんでした。というのも、利用にあたって手続が煩雑であり煩わしいと感じたという経緯があります。良いサポー

ト体制が整っていることは承知しておりますので、子育てに悩まれている方が、一括で情報を閲覧できるアプリなどの媒体があれば、様々な状況下にある異なる年代のお母さんたちが、サポートをより利用しやすいのではないかとというふうに思いました。以上です。

(笹井委員長) 事務局からございますでしょうか。

(事務局) 貴重なご意見、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、制度は色々あるけれども使い方が分かりづらい旨は、様々お声をいただいているところでございます。周知については課題であると認識しておりますし、使い勝手が悪いというお声をいただいているものに関しましては適宜見直しを進めていきたいと思っております。個別の事業だけでなく、全体の子育て施策に関しましてもそのような形で進めていきたいと考えておりますので、またお気づきの点がありましたらご意見をいただけますと幸いです。以上です。

(小田委員) 5歳児健診について、「特性あり」となった児童の保護者へ就学相談の案内通知を出す記載があります。保育園・幼稚園の先生方や学校側も一生懸命対応してくださると思いますが、私が民生委員として学校訪問に行く際、先生方がおっしゃるのは、保護者に問題があるということです。問題があるというのは語弊がある言い方かもしれませんが、やはり特性を受け入れない・認めたくない保護者の方が多いそうです。そういった事情があり、先生方も対応が難しいのではないかと思います。医師の方から判断されても、受け入れられない、受け入れたくないという場合と、面倒くさいから気に留めない、そういう両方の保護者の方がいるとお伺いしております。ご本人にとって不幸なことであるため、保護者への対応をしっかりとっていただけたらと思います。

あともう一点、本日の会議には出てきませんでした。近年、16歳未満のSNSの利用を廃止する、禁止や検討している国があると思いますが、江戸川区からそういった決まりを発信していくことや、お話は出ておりますでしょうか。

(教育推進課長) 教育推進課の飯田と申します。

1点目は質問でないと思えますけれども、非常に難しい問題だと思っておりますので、様々なお考えの保護者の方がいらっしゃる中で、やはり障害を受け入れていただいていることが支援につながりやすいというところにも当然出てくるとは思いますし、強制できるものではありませんので、現場の中で非常に対応に苦慮しているところだとは思いま

す。そういった点につきましても十分配慮しながらというところの中で、この5歳児健診というのがその気づきの1つになろうかと思いたすので、そういったきっかけもぜひ活かしていただけるように支援していきたいと思いたす。

もう一方の16歳未満のSNSについて、教育推進課からお答えさせていただきますが、SNSの利用について具体的に廃止するという予定は今のところございません。学校現場の中では1人1台タブレット端末を配備しておりますが、こちらの端末におきましては機能の中でSNSができないようになっています。個人的にご家庭でご用意いただいている、個人のスマートフォン等々の端末に関しては、ご家庭のご判断というところもあるので一概にやりにくいところがありますけれども、教育現場の中ではSNS等々における規制ですとか、そういったところにつきましては現場の中でご指導できる部分はさせていただきますし、そもそも家庭も含めて使えないようにしたほうが良いというようなところは、諸外国の方でそういう動きがございますが、今後の議論というところになろうかなというふうに考えてございます。以上です。

(清水畑委員) 5歳児健診の件ですけれども、歯科においても5歳児というのは、発達の発見というところでとても重要な時期となります。私たち、発達支援センターで食べているところを見させていただいたり、発達を見させていただいたり、さらに児童相談所で、歯ブラシをさせていただくことによって生活習慣の形成ということで、発達のアドバイスをさせていただいております。そういったことを通じまして5歳児健診のときにも歯科でできることをさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(笹井委員長) ありがとうございます。他に、ございますか。

<なし>

これで、予定された議事は、全て終了しました。それでは、司会に進行を戻したいと思いたすので、よろしくお願いいたします。

4 閉会

(事務局) 長時間にわたりご討議をいただきまして、ありがとうございました。閉会の前にご連絡がございます。子ども・子育て応援会議の委員の任期が本年3月で満了となり、次年度より新たに2年の任期で委嘱をさせていただきますこととなります。机上に、団体推薦の方につきましては推薦書と承諾書、それ以外の方につきましては承諾書のほうを置かせ

ていただいておりますので、こちらのご記入とご提出をお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中、誠にありがとうございました。